

個別ケース検討会議とは

こどもの安全と家族支援に向けて関係機関が協議を行い、支援内容を検討します。

協議・検討する事項について

- 1 子ども(家庭)の情報の集約、問題点の確認、危険度や緊急度の判断
- 2 具体的な支援方法や支援計画の検討、役割分担の決定
- 3 主担当機関と主たる支援機関の決定、次回会議日程等の確認

効果的な会議とするために

- 1 自機関が把握している情報や自機関でできることを事前に整理
- 2 会議では、各機関ができる具体的な援助内容を出し合う
- 3 役割や責任を押し付け合うのではなく、互いの役割の違いを尊重して話し合う

会議の開催について

- 1 区家庭児童相談室に連絡・相談(会議を関係機関が開催することも可。児童相談所が深く関わっているこどもの場合は児童相談所に直接連絡可)
- 2 区家庭児童相談室等で会議の開催について検討。開催する場合の参加機関や日程調整等を行い、会議を開催

守秘義務について

要対協の枠組みで行う個別ケース検討会議は、児童福祉法上の守秘義務が課せられています。会議の内容について、正当な理由なく他に漏らす等した場合、罰則が科せられることがあります。

児童虐待を
発見した場合

はっきり児童虐待とは
わからない場合

機関で
関わっているだけでは
不安な場合

こんなとき、まずは相談を！[各種相談窓口]

夜間・休日は「札幌市子ども安心ホットライン」へご連絡ください。

札幌市子ども安心ホットライン(24時間365日)

TEL. 011-622-0010

児童相談所虐待対応
ダイヤル(24時間365日)

局番なしの
189

札幌市児童相談所 (担当区:中央・北・東・南・西・手稲)

[月～金 8:45～17:15]

※土・日曜、祝日及び12月29日から
1月3日まではお休み

TEL.011-622-8630

札幌市東部児童相談所 (担当区:白石・厚別・豊平・清田)

[月～金 8:45～17:15]

※土・日曜、祝日及び12月29日から
1月3日まではお休み

TEL.011-863-6290

区健康・子ども課 (家庭児童相談室) [月～金 8:45～17:15] ※土・日曜、祝日及び 12月29日から1月3日まではお休み	中央区	TEL.011-205-3353	豊平区	TEL.011-822-2423
	北区	TEL.011-757-1182	清田区	TEL.011-889-2049
	東区	TEL.011-711-3212	南区	TEL.011-522-5770
	白石区	TEL.011-861-2512	西区	TEL.011-621-4241
	厚別区	TEL.011-895-2497	手稲区	TEL.011-688-8596

こどもが受傷している、こどもや保護者が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には、すみやかに担当区の児童相談所(札幌市子ども安心ホットライン)へ連絡してください。

児童虐待防止法第6条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、すべての国民に通告する義務があります。また、児童虐待防止法第7条の規定に基づき、通告した方の秘密は守られます。



オレンジリボンにはこどもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

このリーフレットは、「児童虐待防止ハンドブック」(札幌市)のうち関係機関の皆さんに知っていただきたい情報をまとめたものです。編集にあたっては「子ども虐待対応の手引き」(こども家庭庁)、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(文部科学省)や他都市が作成した児童虐待防止ハンドブック等の内容を参考にしました。

発行:札幌市児童相談所地域連携課(TEL 011-622-8620)(令和2年(2020年)8月作成)(令和8年(2026年)8月改訂)



SAPPORO

関係機関用

札幌市児童虐待防止 ハンドブック 〈ダイジェスト版〉



こどもたちを虐待から守るためには、こどもたちと普段関わりが多い機関における気づきと支援が不可欠です。こどもたちが安心して健やかに成長できるよう、関係機関が力を合わせて支援していきましょう。

判断に迷うとき

児童虐待は、家庭の中で行われるため見えにくく、発見が難しいものです。そのため、日常的にこどもと関わっている機関での「気づき」が大切です。虐待と疑われる内容を見聞きした場合には、ぜひ相談してください。

組織での対応

虐待対応は多岐に渡る支援が必要です。こどもに関わる方が一人で抱え込んだり、自分だけで解決しようとせず、組織的に対応することが重要です。

保護者との関係

保護者との信頼関係を壊したくないために連絡をためらう声も聞かれます。相談をきっかけに支援が始まる場合があります。親を責めるのではなく、家族全体を支えるという視点で考えていきましょう。

より早くご相談いただくことで、こどもと家庭のより良い支援につながります。

「要対協」って何でしょう？

札幌市では、支援が必要なこどもの早期発見や適切な保護を図るため、「札幌市要保護児童対策地域協議会(要対協)」を設置しています。

要対協は、対象のお子さんが住んでいる区ごとにも設置され、個別のこどもごとに検討会議等を行いながら、お子さんとその家庭に対する支援のあり方を考え、関係機関ごとに役割を分担し、見守りを行っています。

家庭の状況に変化があれば、介入的な対応も検討し、こどもの安全を守ります。

気になるお子さんがいれば、すぐに児童相談所や区家庭児童相談室へ連絡してください。





こどもの様子での留意点及びこどもへの対応

日常の中にある気づきのポイント



外観や服装など

- 不自然な傷、あざ、火傷などがある
- 衣服や体がいつも不潔である
- 季節に合わない服装である



生活態度など

- 笑顔が少ない、落ち着きがない、大人に反抗的な態度をとる
- 感情の起伏が激しい、遊び方が攻撃的である
- 必要以上に丁寧な言葉遣い、あいさつをする
- 他者とうまく関われない、孤立しがち、ささいなことでカッとなるなど乱暴な言動がみられる



その他、日常の様子

- 表情が乏しく、受け答えが少ない
- 疲労感や無気力な状態が続いている
- 深夜はいかい、家出、喫煙、金銭持ち出しや万引き等を繰り返す
- 年齢不相応な性的言動がみられる
- 保護者の姿を確認すると急に緊張したり保護者に近寄らない
- 保護者が離れると、安心して表情が明るくなる



姿勢など

- 理由のはっきりしない欠席や遅刻が多い
- 保護者が連絡に応じない、また説明に不自然さがある
- 食への執着が強く、過度に食べる、または、極端な食欲不振
- エプロン等の持ち物を忘れる
- 何かと理由をつけてなかなか帰宅しない
- クラブ活動等をよく休むようになる等、普段と違う表情・行動がある
- 職員を独占したがる、用事がなくてもそばに近づこうとする
- こどもとの話の中に、虐待につながる内容がある

こどもへの対応

こどもが安心して話せる場をつくる

こどもから事情を聞くときには、こどもが落ち着いて話せる場所で話をし、こどもの言うことや親の存在を否定しないことを心がけます。また、話しやすい雰囲気をつくり、さりげなく聞きましょう。ふだんのこどもの様子と照らし合わせ、行動や感情表現の理由を考えるのも効果的です。

こどもから「(ほかの人には)言わないで」と止められた場合であっても、「あなたを守るためには、ほかの人の助けを借りることが必要」であることを根気強く伝えていきましょう。

あまり踏み込んだ話や度重なる質問はせず、ある程度話を聞き、こどもに安心感をもってもらったうえで、区家庭児童相談室や児童相談所の協力を求め、チームで対応していくことが望ましいです。

できるだけ小さな変化を見落とさずに、情報を整理することが大切です。

組織的な対応及び保護者への対応

日頃からの観察

こどもの健康状態を日常的に観察、心身の状況を把握し、問題があれば内容に応じてこどもや保護者に情報を提供し、必要に応じて保護者に助言します。心配な状況が生じた際には、一人で抱え込まず組織的に情報共有しましょう。

早期発見

気になることがあれば、事実関係を時系列に記録し、組織的に情報共有します。多角的な情報収集を行い、虐待と疑われる事案を見聞きした場合は、区家庭児童相談室や児童相談所への相談を検討してください。

チーム対応

こどもの気になる状況を把握した際、区家庭児童相談室や児童相談所への児童虐待通告のタイミング(迷いがあれば相談)を含め、管理者(職)の適切なリーダーシップのもと、組織的に対応します。

保護者への対応

不適切な対応をしてしまう家族にもそれなりの理由があり、単に責めるだけでは逆効果です。子育ての大変さに共感し、自らを変える努力ができるよう働きかけましょう。

また、虐待を受けたこどもは行動面(乱暴、かんしゃく、反抗など)に表れることが少なくありません。良いこと、できていることを具体的にほめる等の形を試すよう促しましょう。

家庭の状況に合わせて、具体的かつ現実的な方法を保護者とともに考え、できたときの達成感を育てるように援助しましょう。

見守り(モニタリング)のポイント

日頃からこどもや家庭に接触が可能な機関・関係者は、**日常的に細かな援助を行い、緊急の場合には児童相談所に連絡する必要があります。**

あらかじめ、個別ケース検討会議の場等を活用し、**見守るべき項目の確認、具体的にどのような状況が生じた際に、区家庭児童相談室や児童相談所に連絡し、情報共有・協働での対応をすべきかについて協議しておくことが望ましいです。**

特別な動きがない場合でも、定期的に主担当機関(区家庭児童相談室または児童相談所)に情報共有を行っておきましょう。



虐待対応において緊急性の高いもの

以下の状況については、対応の緊急性が高いものと理解し、ただちに児童相談所に連絡してください。

- こどもに**生命の危険**があるようなケガがある(頭や顔の外傷、骨折、打撲、火傷など)
- 保護者がこどもに対し**生命の危険**が及ぶような加害行為をしている(医療が必要なほど殴る、蹴る、乳幼児を強くゆするなど)
- 衰弱状態(脱水症状、栄養不足など)
- 性的な被害(性交、性器や性交を見せる、身体に触る・触らせるなど)
- 保護者またはこども自身が**保護を求めている**(家に帰りがたらない差し迫った状況など)

★乳幼児は、自ら危険を避けることができないため、危険度や緊急性が高まります。